

消 号 外
令和2年5月19日

各消防本部予防課長 殿

宮城県総務部消防課長
(公 印 省 略)

消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について (通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、下記のとおり、ご対応願います。

記

1 危険物取扱者保安講習について

危険物取扱者保安講習につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年の講習実施時期よりおよそ1月程度の遅れが生じる見込みとなっております。また、今後の情勢により、講習の延期や受講人数制限を設ける可能性もあります。

そのため、規定年数内に危険物取扱者講習を受講していない免状所有者への違反点数の計上につきましては、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」別添第3、4(4)に規定する事項に御留意願います。

2 消防設備士講習について

消防設備士講習につきましては、例年通りの時期に実施予定ですが、今後の情勢により、講習の延期や受講人数制限を設ける可能性もあります。

そのため、規定年数内に消防設備士講習を受講していない免状所有者への違反点数の計上につきましては、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」第三6(4)に規定する事項に御留意願います。

担 当：消防課予防班 虎川
電 話：022-211-2374
F A X：022-211-2398